

ICD-11 病名・用語翻訳の方針（要約） 日本精神神経学会

1. 病名・用語はわかりやすいもの、患者の理解と納得が得られやすいものであること
2. 差別意識や不快感を生まないものであること
3. 国民の病気への認知度を高めやすいものであること
4. 直訳がふさわしくない場合には意識を考え、アルファベットをなるべく使わないこと
5. 原則、Disorderを「障害」と訳さない。「障害」はDisabilityの日本語訳として使われていることを考えると、Dis-orderは、やまいだれの中に正とかく、「症」が最も相応しい。
6. その他の方針
 - ・ Mental and Behavioral Disorderを従来は「精神と行動の障害」と訳してきたが、「精神と行動の疾患あるいは疾病」と変更することを検討する。
 - ・ ICD-11とDSM-5の英語の用語が同一の場合には邦語の用語も同一であることが望ましい。この際、より適切な用語をもちいるために、DSM-5の変更も考える（順次進行中）
 - ・ ICDの英語の用語が新しくとも概念的に同じで、それが適切であるならば、従来の用語を用いる